

# 敬老会の補助について

地域等で行う敬老会に対し助成金が出ます。  
高齢者の長寿をお祝いしましょう！

実施団体	・町内会、自治会 ・老人クラブ ・サロン活動、サークル活動を行っている団体 ・その他高齢者を中心に活動している団体
補助金	60歳以上の方→1人1,500円(1人1回のみ) 事務局、来賓等→1人1,500円
対象経費	敬老会(敬老事業)の実施に係る次の経費が補助対象です。 ・食費(お弁当、食材、飲料など。アルコールは対象外です。) ・記念品(金券は対象外です。) ・交通費 ・講師等謝礼 ・御所野縄文博物館の入館料、体験費用 など <u>※お弁当や記念品を配布するだけの事業は対象外です。</u>
期間	令和5年8月1日(火)～10月31日(火) <u>※実施日の20日前までに申請してください。</u>
事業例	●公民館で敬老会(会食や郷土芸能の観覧、講演など) ●御所野遺跡での青空敬老会 ●温泉施設の日帰りパックを利用した敬老会 など ※補助対象となるか心配な場合は、企画段階で下記担当まで ご相談ください。

## 【問い合わせ、申込み先】

一戸町 福祉課(一戸町総合保健福祉センター)

電話 0195-32-3700

ファックス 0195-32-3701

申請の流れは裏面をご覧ください。

# 申請の流れ

## ① 敬老事業の企画、参加者の募集

※補助金は対象者1人につき1度しか利用できません。  
他団体の敬老事業にも参加する場合は、補助が出ない事を参加者へ必ず説明してください。

## ② 申請書の提出

※様式第1号～第3号を、事業実施の20日前までに保健福祉センターへ提出してください。内容を確認し、町から補助の決定を通知します。

※必ず、事業の実施前に提出してください。事業を実施した後に申請しても補助金は出ません。

## ③ 敬老事業実施

※事業の様子がわかる写真を撮ってください。

## ④ 実績報告書の提出

※参加者名簿、写真、補助金請求書などを添付してください。

## ⑤ 町から補助金を振込みます。

※概算払いが必要な場合は、申請時にお問い合わせください。